ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税に関する要望書

平成27年8月

ビール酒造組合

ホームページ http://www.brewers.or.jp

会長代表理事 水谷 徹

会員会社 サントリービール株式会社
アサヒビール株式会社
キリンビール株式会社
サッポロビール株式会社
オリオンビール株式会社

発泡酒の税制を考える会

ホームページ http://www.happoshu.com

会長代表理事 水谷 徹

会員会社 サントリービール株式会社
アサヒビール株式会社
キリンビール株式会社
サッポロビール株式会社
オリオンビール株式会社

酒税に関する要望事項

ビール類（ビール、発泡酒、新ジャンル）は他の酒類と比べ非常に高率・高額な酒税負担を担い、これまで国の税収に貢献をしてきました。

しかしながら、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化により、ビール類市場は平成6年より減少に転じ、ピーク時より大幅に減少しています。

与党の平成27年度税制改正大綱には、「同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直す」と明記されており、ビール類の税率の1本化が検討されています。

我々は、これ以上、ビール類市場の減少を加速させないために、以下の2点を要望いたします。

1. 税率1本化の際は、ビール類の税負担を大幅に軽減していただくよう要望します。

2. 現行法においてビール類新ジャンルと同税率の、その他の発泡性酒類との税率格差を生じさせないよう要望します。

ビール・発泡酒・新ジャンル商品の市場推移

ビール・発泡酒・新ジャンル商品トータルの市場は年々減少傾向にあり、平成25年のトータルの市場は、平成6年のピーク時の3／4にまで減少しています。

平成6年の総市場を100とした場合の市場の推移

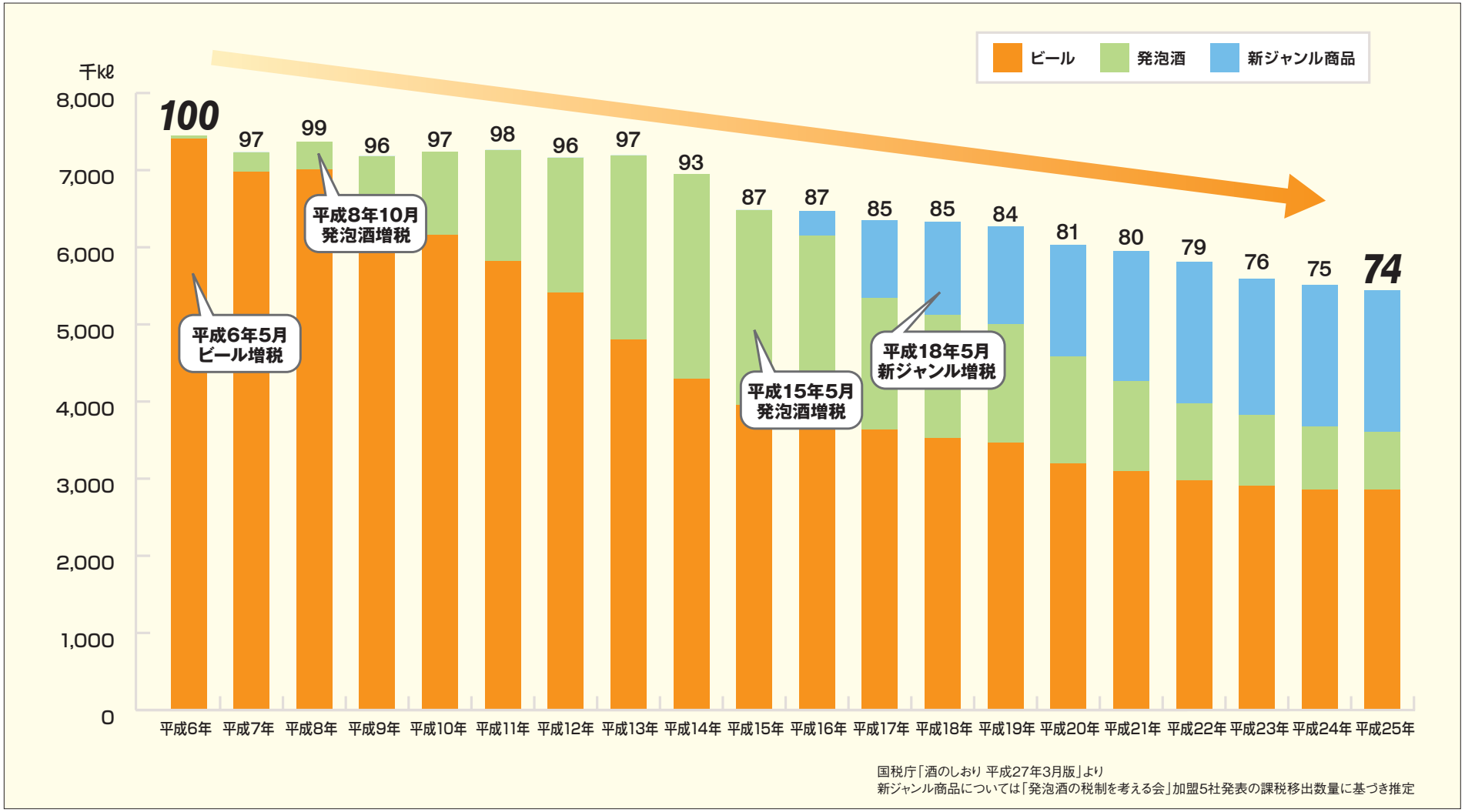

国税庁「酒のしおり 平成27年3月版」より
新ジャンル商品については「発泡酒の税制を考える会」加盟5社発表の課税移出数量に基づき推定

ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税の現状

酒税の税率

区　分	税率(円)〔1kℓあたり〕	アルコール分1度あたり加算額(円)	一般的なアルコール度数(度)	酒税額1度1ℓあたり(円)
発泡性酒類	220,000	–	–	–
ビール	220,000	–	5	**44**
発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)	178,125	–	5.5	32
発泡酒(麦芽比率25%未満)	134,250	–	5.5	**24**
その他発泡性酒類(新ジャンル商品)	80,000	–	5	**16**
その他発泡性酒類(缶チューハイ)	80,000	–	7	**11**
醸造酒類	140,000	–	–	–
清酒	120,000	–	15	**8**
果実酒	80,000	–	12	**7**
蒸留酒類(20度)	200,000	10,000	–	–
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ(37度)	370,000	10,000	40	**10**
焼酎(20度)	200,000	10,000	25	**10**
混成酒類(20度)	220,000	11,000	–	–
合成清酒	100,000	–	15	7
みりん等	20,000	–	14	1
甘味果実酒・リキュール(12度)	120,000	10,000	12	10

資料：国税庁「酒のしおり平成27年3月版」より

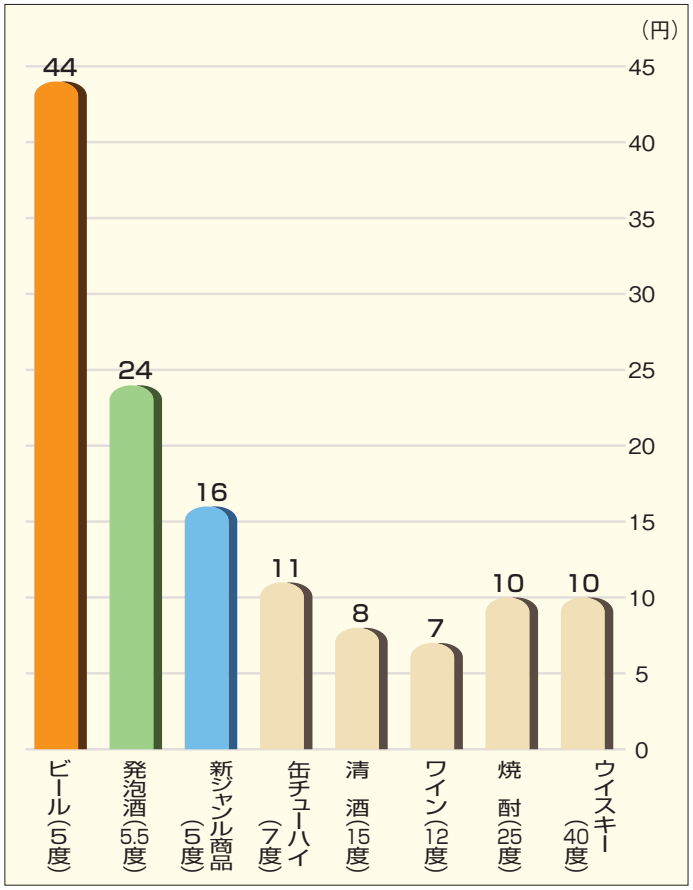

「ビール」「発泡酒」「新ジャンル商品」の酒税は、他の酒類と比較して、極めて高くなっています。アルコール分１度１リットルあたりの酒税額を比較すると酒類間の不公平が明白であり、特にビールは他の酒類の４倍以上と群を抜いて高額です。

酒税改正の経緯

平成元年（1989年）に消費税制度が導入され、乗用車・貴金属・電化製品などの奢侈品への個別間接税は段階的に廃止されました。酒税においては従価税や級別制度の廃止により、実質清酒、ウイスキーは大幅な減税が行われました。しかしながら、ビールは消費税程度の減税は行われましたが、租税収入の確保のために、たばこ税、揮発油税とともに例外的に高い税率のまま残されました。

平成9年（1997年）、平成26年（2014年）の消費税引き上げ時には、ビール類酒税の減税は行われておりません。酒税・消費税による税負担は、さらに高まり今日に至っています。

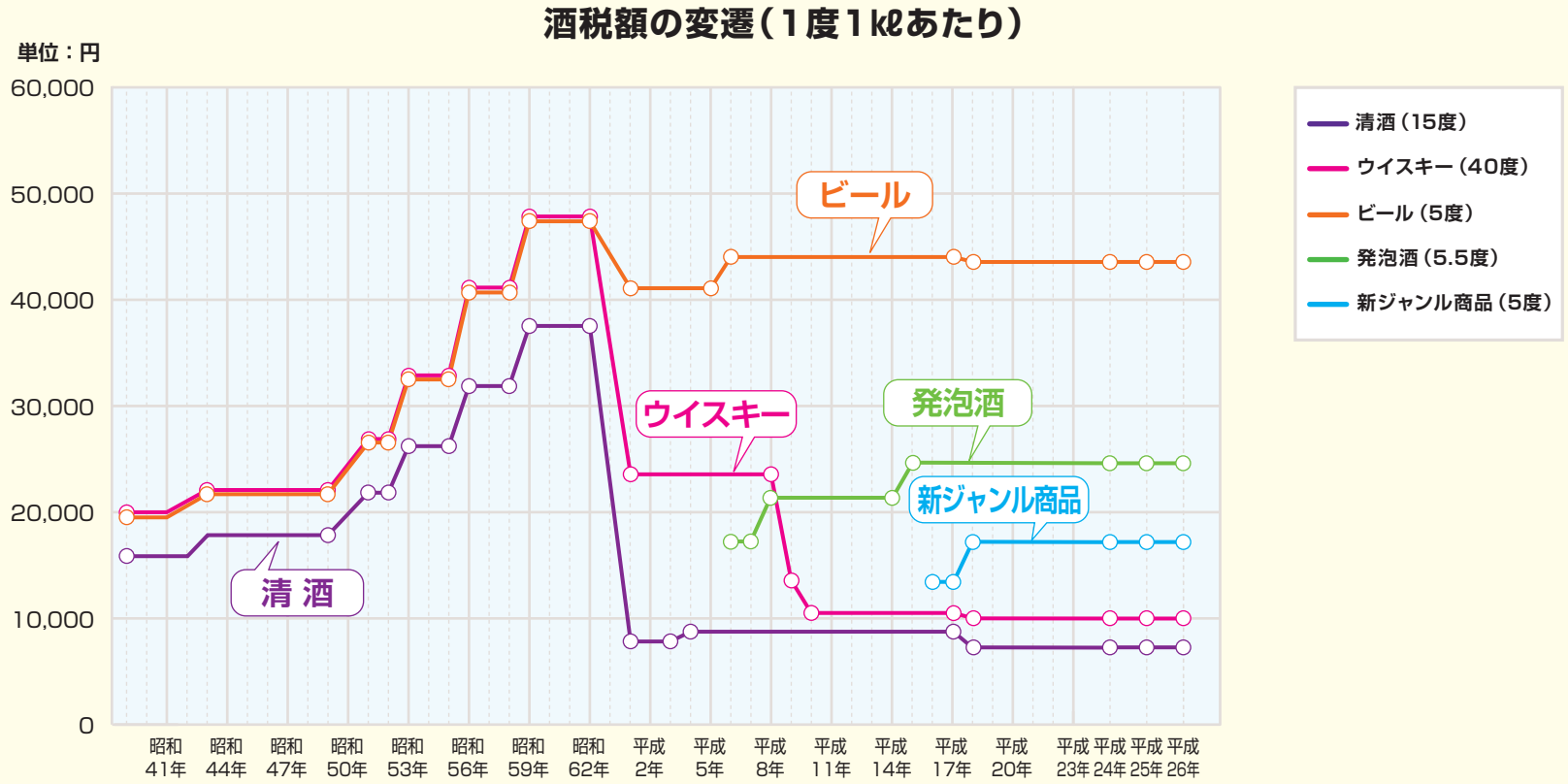

資料：ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会調べ

諸外国のビール・ワイン・蒸留酒の酒税額との比較

日本のビールの酒税額は国際的に比較して極めて高くなっています。

醸造酒であるビールに対して、アルコール分１度あたりで、蒸留酒にくらべ高い酒税を課しているのは、主要諸国の中で日本だけです。

※欧米ではおおむね、蒸留酒には高い税率、醸造酒であるビールやワインには低い税率が標準となっています。

主要諸国におけるアルコール分１度あたりの酒税額指数

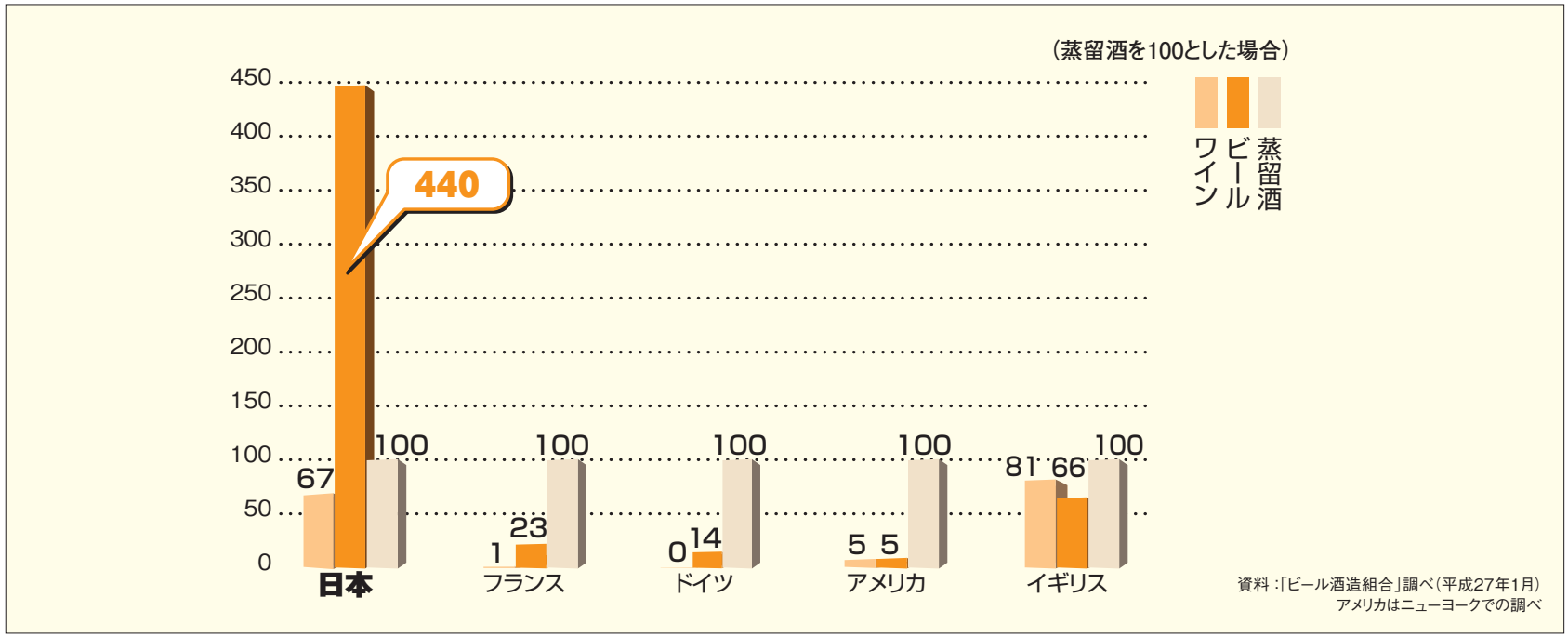

先進国における酒税の国税（直接税+間接税）に占める割合

●日本の酒税総額の約7割はビール・発泡酒・新ジャンル商品が占めます。

●ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税を高額・高率で維持してきた結果、酒税の国税に占める割合は、日本は、イギリスとならび先進諸国の中で著しく高比率となっていることがわかります。

酒税額に占めるビール・発泡酒・新ジャンル商品の構成比

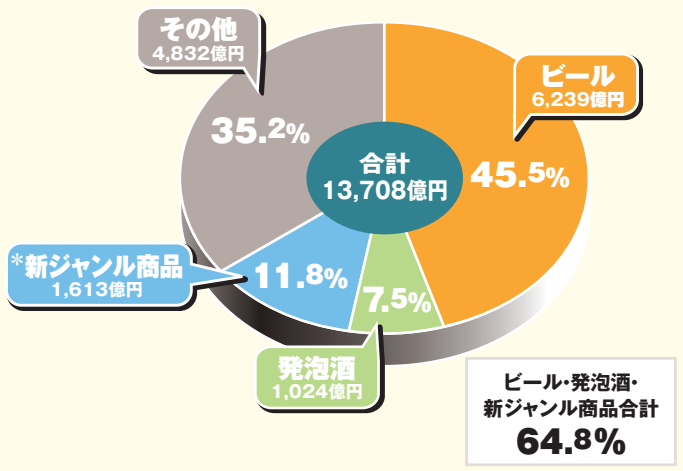

国税庁「酒のしおり 平成27年3月版」より
新ジャンル商品については「発泡酒の税制を考える会」加盟5社発表の課税移出数量に基づき推定

国税に占める酒税の割合

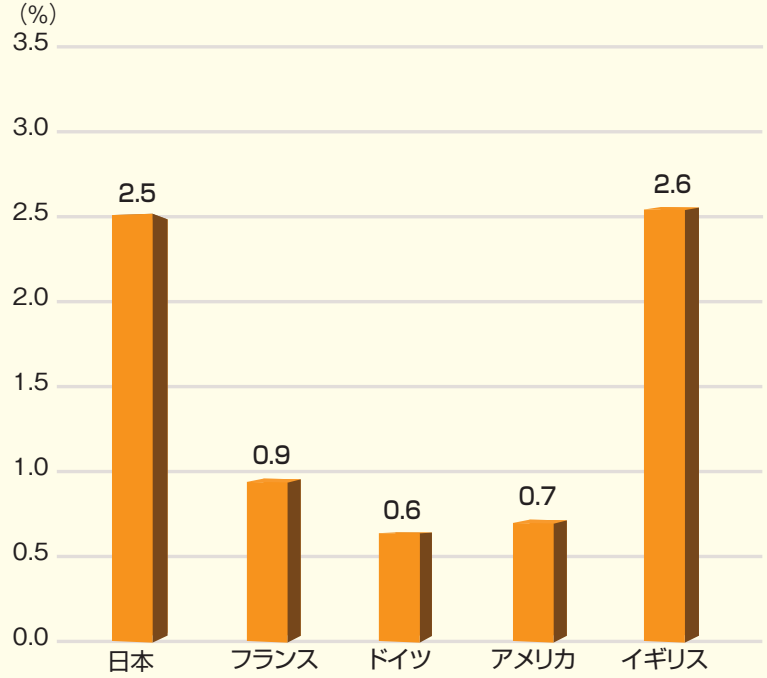

税制参考資料集（平成26年度）
フランスのみフランス財務省資料（2012年）

ビール酒税　諸外国との比較

日本のビールの酒税額は国際的に比較して極めて高くなっています。
ドイツの17倍、アメリカの8倍となっています。
日本のビールの小売価格に占める酒税の負担は、国際的に見ても、非常に高率かつ高額です。

350㎖缶あたりに占める酒税負担額

※各国は350㎖缶あたりに換算した酒税額

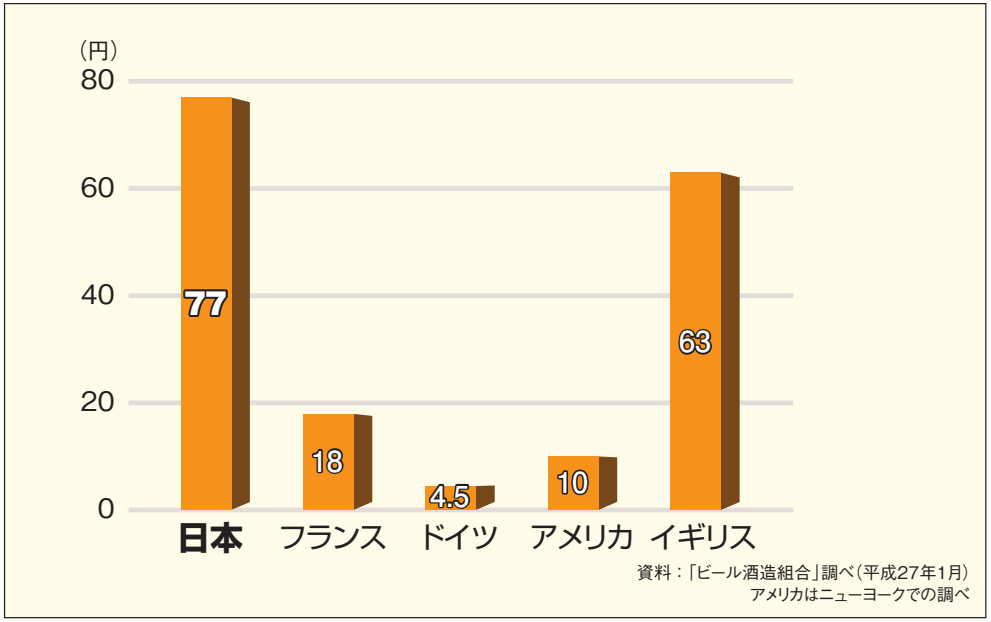

邦貨換算は、1ユーロ137.11円、1ドル124.73円、1ポンド193.57円（平成27年5月末時点のTTMレートによる。）

消費税が10%に引き上げられた場合の税負担額・税負担率

■税負担額

2017年に消費税が10%に引き上げられた場合、ビール・発泡酒・新ジャンル商品の愛飲者にとって、5%の時とくらべ、約1,350億円の負担増となり、愛飲者の税負担はますます重いものになります。

酒税+消費税5%
税負担 10,221億円

酒税+消費税8%
税負担 11,028億円

酒税+消費税10%
税負担 11,566億円

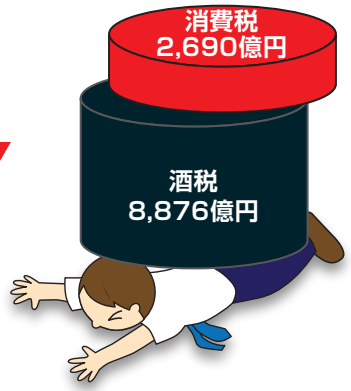

消費税の算出:
平成25年度の課税数量をビール(350㎖缶)、発泡酒(350㎖缶)、新ジャンル商品(350㎖缶)にて換算し、その小売価格*から消費税額を試算。

*コンビニエンスストアにおける代表的な小売価格

	酒税額	消費税5%	消費税8%	消費税10%
ビール	6,239億円	803億円	1,285億円	1,607億円
発泡酒	1,024億円	161億円	258億円	323億円
新ジャンル商品	1,613億円	381億円	609億円	761億円
合　計	8,876億円	1,345億円	2,152億円	2,690億円

■税負担率

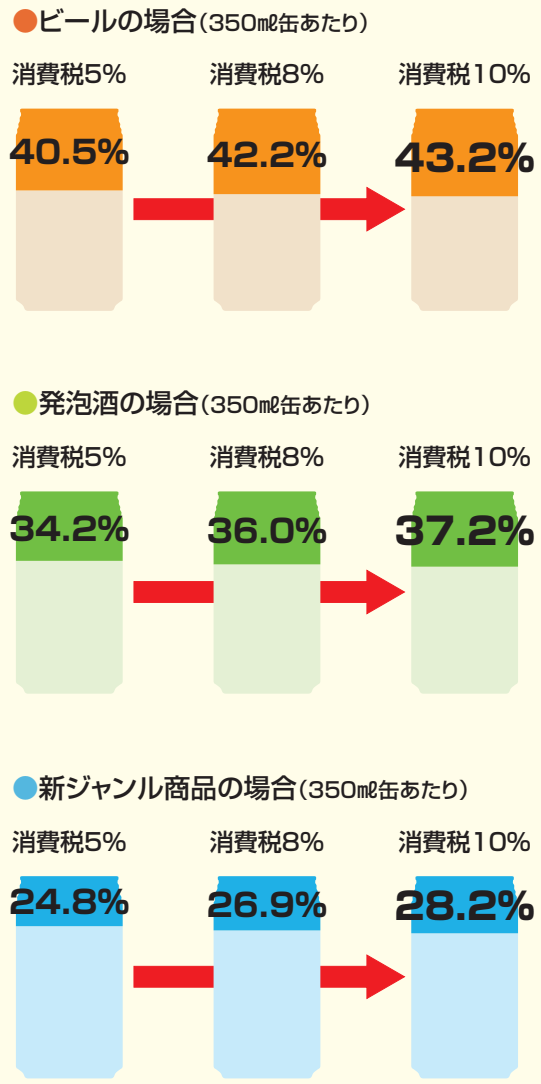

小売価格に占める酒税、消費税

ビール350㎖缶あたりの税負担

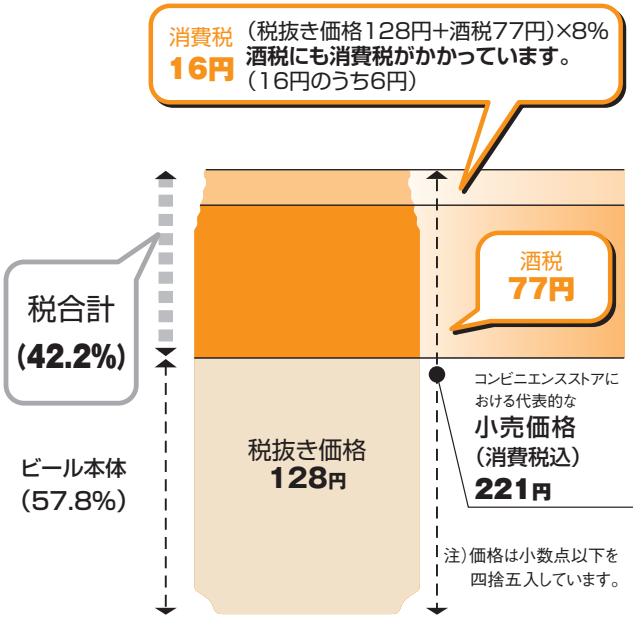

発泡酒350㎖缶あたりの税負担

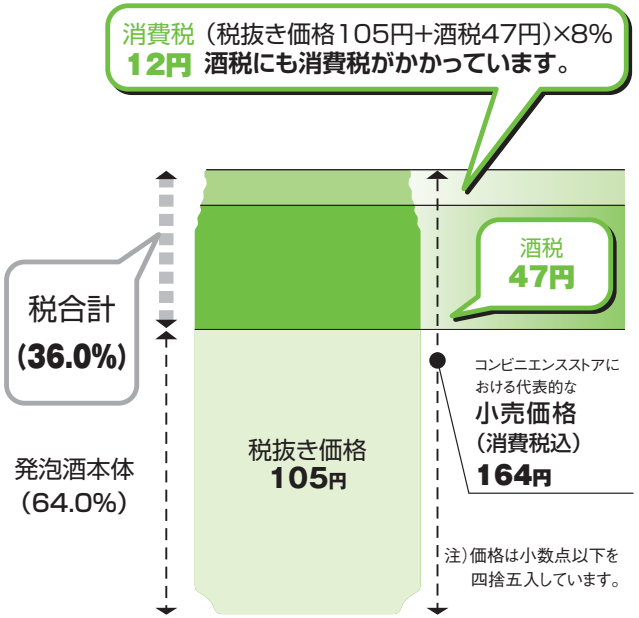

新ジャンル商品350㎖缶あたりの税負担

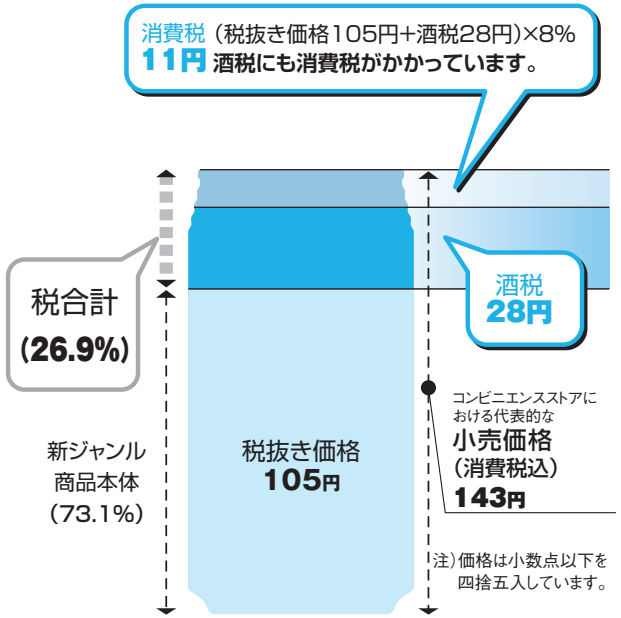

消費者の皆様の声

ビール

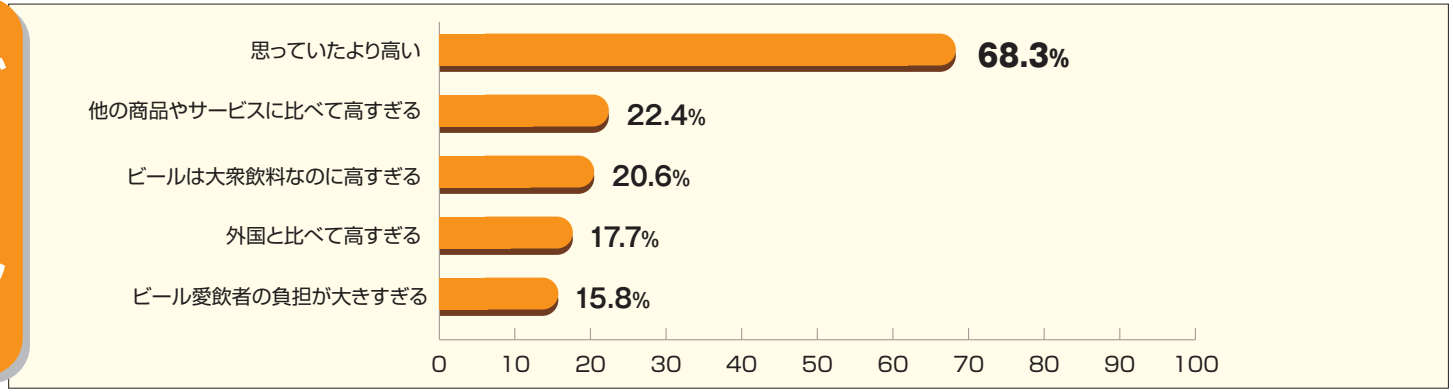

発泡酒

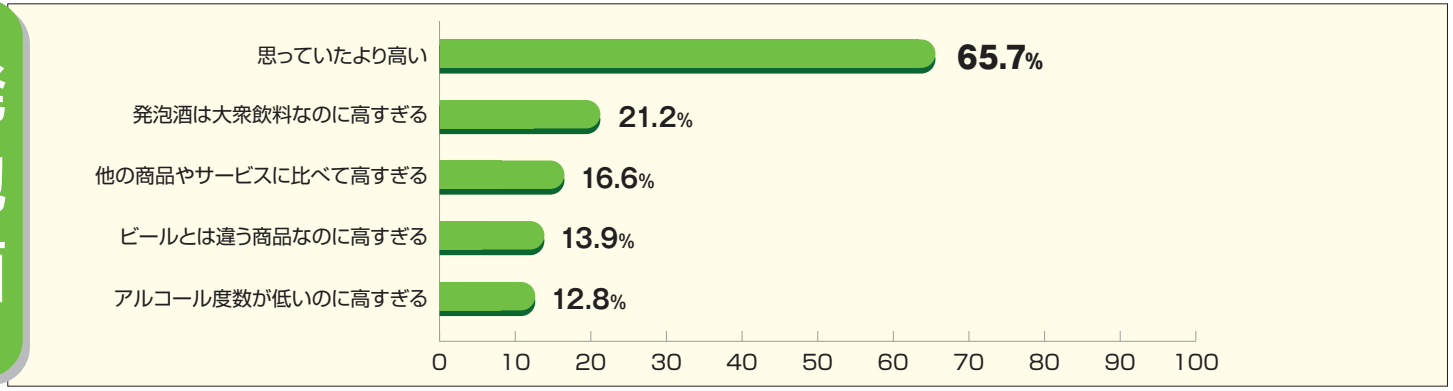

新ジャンル

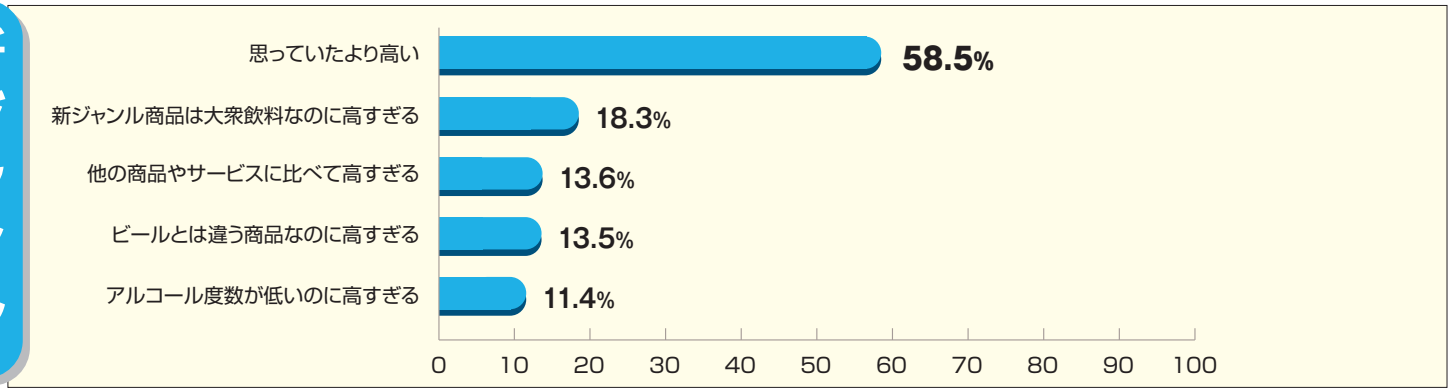

「発泡酒の税制を考える会」調べ
（n=1,000　平成27年7月）（複数回答）

参考1　「ビール」「発泡酒」「新ジャンル」商品とは？

	ビール	発泡酒	新ジャンル	
酒税法上の分類	ビール	発泡酒	その他の醸造酒 （発泡性）	リキュール （発泡性）
アルコール度数	5% 前後	5% 前後	5% 前後	5% 前後
350㎖缶の店頭価格（※）	221円	164円	143円	143円
原料・製法	麦芽･ホップ･水、および副原料(米･とうもろこし等)を発酵させたもの。 （麦芽比率は2/3以上）	麦芽または麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの。	糖類･ホップ･水、および大豆･えんどう･とうもろこし等を原料として発酵させたもの。	麦芽比率50%未満の発泡酒にスピリッツを加えたものでエキス分が2%以上のもの。
酒税額	220,000円／㎘ 77円／350㎖	134,250円／㎘ 47円／350㎖ *麦芽比率25%未満のもの	80,000円／㎘ 28円／350㎖	80,000円／㎘ 28円／350㎖

（※）コンビニエンスストアにおける標準的な小売価格

参考2 加盟各社の代表的な製品

	サッポロビール	サントリー	アサヒビール	キリンビール	オリオンビール
ビール	サッポロ生ビール黒ラベル	サントリーザ・プレミアムモルツ	アサヒスーパードライ	キリン一番搾り〈生〉	オリオンドラフト
発泡酒	サッポロ極ZERO	サントリーラドラー	アサヒスタイルフリー	麒麟淡麗極上〈生〉	麦職人
新ジャンル商品	サッポロ麦とホップ The gold	金麦	クリアアサヒ	のどごし〈生〉	サザンスター

ビール大びんの46.6%※は税金です。

※コンビニエンスストアにおける代表的な小売価格(355円)にしめる酒税及び消費税の比率。

高いと思う、ビールの税金。
ビール酒造組合
飲酒は20歳を過ぎてから。

3缶飲んだら

1缶税金。

安いと思っていた発泡酒も36.0%※が税金です。

※コンビニエンスストアにおける350㎖缶の代表的な小売価格(164円)にしめる酒税及び消費税の比率。

高いと思う、発泡酒の税金。
発泡酒の税制を考える会
飲酒は20歳を過ぎてから。